

東伯風力発電所 風力発電設備(風車ブレード)破損事故について

建設環境課

1 事故概要

令和2年1月8日(水)の暴風(暴風警報発令)により、午後5時30分頃、風力発電風車4号機のブレード3枚のうち1枚が破損。安全のため、付近の道路を通行止めとした。

同年1月22日(水)、被害風車4号機全てのブレードの下架が完了し、交通規制を解除。

2 被害状況

風車4号機のブレード1枚破損、風車周辺50mにブレード残骸飛散。西風により、東側300~400mの畑等にブレードの細かいFRP(ガラス繊維強化プラスチック)部材が飛散。人身、火災、走行車両への被害は確認されていない。

3 平井知事現地視察

令和2年1月9日(木) 11時15分 被害風車4号機現地視察

4 今後の対応(事業者)

(1) 農作物(芝、ねぎ、ブロッコリー、飼料等)の被害補償

被害のあった関係農家や芝組合、大山乳業等から被害の状況について確認を行った後、被害に対する補償内容について協議を行う。

(2) 事故調査委員会の設置と運転の再開

令和2年1月16日(木)、第三者による事故調査委員会設置。事故当日の気象データ、運転データ、損傷ブレード等の検証を実施し、事故原因の究明を行う。

調査委員会の調査結果を踏まえて再発防止対策を策定し、その後に地元説明会を開催。関係者の了解を得たのちに運転を再開する。



